

議案第 18 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 20 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 25 号ア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項第 27 号ア中「について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた住宅」を「を示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限り。）が提出された場合」に改め、同号イ中「に規定する審査を受けていない住宅」を「又はイ以外の場合」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 23,000 円

(イ) 共同住宅等 申請 1 件につき 72,000 円を申請住戸数で除して得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

第2条第1項第28号中「及びイ」を「からウまで」に改め、同項第32号中「次に」を「次の表に」に改め、同号ア及びイを削り、同号に次の表を加える。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	7,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	14,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	31,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	58,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	78,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	235,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	420,000円
50,000平方メートルを超えるもの	777,000円

第2条第1項第34号及び35号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項第42号中「廃止」を「取消し」に改め、同条第2項中「前項第32号アの表」を「前項第32号の表」に改める。

第5条第4項及び第5項中「（同号イの表に掲げる手数料の額を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第25号ア及び第42号の改正規定 公布の日

(2) 第2条第1項第32号、第34号及び第35号並びに第2条第2項並びに第5条第4項及び第5項の改正規定 平成27年6月1日